

第2回

宮古島市未来創造センターサービスコーナー 運営事業者公募型プロポーザル募集要項



宮古島市教育委員会
令和元年6月

1 事業の目的

宮古島市未来創造センター(以下「未来創造センター」という)は、図書館と公民館のもつ機能が相乗的な効果を発揮する併設館として、本市に在住する子どもから高齢者等すべての市民や観光客等が気軽に集い、利便性が高く使いやすく、人間力・地域力の向上や暮らしに役立つ生涯学習施設として建設した。その施設の中に、来館者に憩いの場を提供し、交流機能を高めることを目的とした、好感度・高品質なサービスコーナー(カフェ)を設置する。

2 事業概要

事業概要については次の通りとし、詳細については、別紙「宮古島市未来創造センターサービスコーナー運営に関する仕様書」のとおりとする。

(1) 事業名 宮古島市未来創造センターサービスコーナー運営

(2) 事業内容 サービスコーナーの運営(飲料、軽食等の提供、および関連物販の販売)

(3) 実施場所 未来創造センター内サービスコーナー部分 面積 125.0 m²

* 図書館の概要

- ・ 所有者 宮古島市教育委員会
- ・ 所在地 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地
- ・ 建物構造 プレキャスト鉄筋コンクリート及び鉄骨コンクリート造り
3階建て 延床面積 12,203.0 m²
- ・ 開業 令和元年8月予定(未来創造センター開館時)

(4) 使用料

月額使用料は 50,000 円以上とし、事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。

(5) 使用期間

開館予定日(令和元年8月予定)から5年間(1年更新)

(6) 営業日 宮古島市立図書館(以下、「図書館」という。)開館日

(7) 営業時間

火曜日から金曜日	午前 10 時から午後 7 時まで	宮古島市立図書館開館時間
土曜日	午前 10 時から午後 6 時まで	
日曜日	午前 10 時から午後 5 時 30 分	

(8) 経費の負担等

別紙「宮古島市未来創造センターサービスコーナー運営に関する仕様書」を熟読のこと。

3 選定方式

図書館及び中央公民館が行う各種事業との連携を含んだ、高感度・高品質なサービスコーナーの運営を行うことから、事業者の有する能力、ノウハウ等を総合的に判断する必要があるため、「プロポーザル方式」を採用する。

4 公募について

(1) 応募者の業者選定基準

ア 「宮古島市未来創造センター基本構想」

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/shityo/soumubu/tyuotosyokan/oshirase/2013-0910-0956-192.html>

未来創造センターのコンセプトを十分に把握し、図書館とのつながりを考慮した経営ができる者であること。

イ 物販、飲食施設の運営または維持管理の実績は求めないが、5年間の事業計画が綿密に策定できる者であること。

ウ 本プロポーザルにおける募集要項ならびに仕様書その他資料を十分理解し、記載された条件・制限などを遵守できる者であること。

エ 法人、個人の別を問わない。

(2) 応募者の制限

応募者は、以下の要件をいずれも満たしていること。

ア 営業に必要な法令に基づく許可を有する者または許可を得ることが確かな者。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 施行令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

ウ 宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する

要領(平成21年宮古島市告示第69号)に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を、最優秀提案者決定の日までに受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが最優秀提案者決定の日までになされていないこと。

オ 宮古島市公共施設の暴力団排除に関する条例(平成21年宮古島市条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

カ 国税、県税および市税を滞納している者でないこと。

キ 法人の場合は宮古島市内に主たる本店・支店・事務所及び営業所を有していること。個人の場合は、営業責任者が宮古島市に住所を有していること。

(3)選定スケジュール

○公募開始(ホームページおよび公告板)：令和元年6月3日(月)

○現場見学会 令和元年6月12日(水)、13日(木)いずれも午後5時30分より

※参加希望者は令和元年6月10日(月)まで図書館

(TEL72-2235)まで電話で申し込んでください。

○質問書提出〆切：令和元年6月17日(月)午後5時

質問がある場合は別添の質問書(様式第6号)により、図書館にメールで提出してください。

○図書館 メールアドレス miyako-li@city.miyakojima.lg.jp

○質問回答予定：令和元年6月20日(木) 宮古島市ホームページにて公表

○応募〆切：令和元年6月25日(火)午後5時

○一次審査結果通知：令和元年7月1日(月)

○二次審査(プレゼンテーション審査)：令和元年7月上旬頃

○審査結果発表：令和元年7月上旬～中旬頃

5 応募手続

(1)応募書類

次の書類を各2部提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)

イ 参加資格確認書類

- (Ⅰ)法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本(法人の場合)
- (Ⅱ)身元証明書(個人の場合)
- (Ⅲ)印鑑証明書
- (Ⅳ)納税証明書(未納がないことを証明するもの、または直前の2年度分の納税状況を証明するもの)
- (Ⅴ)サービスコーナー運営に必要な資格証の写し
食品衛生責任者(調理師・栄養士・食品衛生責任者講習修了者等)の資格証明書
((Ⅳ)、(Ⅴ)は様式第2号に貼付すること)
- ウ 企業概要(様式第3号)(法人の場合)
- エ 事業実績概要書(様式第4号)
カフェ等の実績がある者のみ、最大5件まで記載すること。
(会社案内パンフレット等があれば添付すること。)
- オ 経歴書(個人のみ。任意様式。市販の履歴書用紙可。)
経歴、所有する資格等を記載すること。
- カ 計画書(様式第5号)
※7ページの「(3)審査項目評価基準」を熟読の上記入すること。
使用料の提案額は「5. 事業収支計画書」の「使用料(提案額)」の欄に、50,000円以上の額を記入すること。

(2)提出上の注意

「宮古島市未来創造センターサービスコーナー運営応募書類」と記載した表紙を付け、上記ア～カ(Ⅰ)～(Ⅶ)の順にすべてとじ込むこと。なお、原則として両面印刷はしないこと。

(3)応募書類受付期間等

令和元年6月3日(月) から令和元年6月25日(火) 午後5時まで(必着)持参または郵送(書留または簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては一切受付しない。

(4)提出場所 宮古島市立図書館

〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 宮古島市未来創造センター内
電話番号：(0980)72-2235
FAX 番号：(0980)73-1136
メールアドレス：miyako-li@city.miyakojima.lg.jp

6 審査方法

事前に設置する「宮古島市未来創造センターサービスコーナー運営事業者選定審査委員会」(以下「審査会」という。)において行う。審査員は原則10名以内とする。

(1)一次審査(書類審査)

提出された書類の内容を、8(3)の「審査項目評価基準」に基づき、最大で5業者程度に選定し、令和元年7月1日以降に書類審査結果を通知する。また、書類審査通過者には二次審査(プレゼンテーション審査)を行う。

(2)二次審査(プレゼンテーション審査)

事業者毎にプレゼンテーション審査を行い、(3)の「審査項目評価基準」に基づき審査する。

ア 二次審査スケジュール

(Ⅰ)審査会開催 令和元年7月上旬予定

(Ⅱ)プレゼンテーション時間 一事業者 15分

プレゼンテーション審査の詳細については別途連絡する。現時点での予定は以下のとおりとする。

- ・プレゼンテーションは1者15分以内とし、質疑応答10分として実施する。なお、5分程度の準備時間を別途設ける。
- ・プレゼンテーションは本業務遂行の責任者もしくは副責任者が実施すること。
- ・プレゼンテーションは計画書を元に行うこととし、計画書以外の追加の提出資料は認めない。プレゼンテーション時に使用する資料はその限りではない。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンを使用する場合は事業者で用意すること。プロジェクター、スクリーン、延長コードについては本市にて準備する。
- ・プレゼンテーションの説明のため会場に入れるのは3名以内とする。
- ・欠席をした場合は、の審査、評価および選定から除外し失格とする。

(3) 審査項目評価基準

評価項目	評価内容	一次審査	二次審査
		配点	配点
事業実績	カフェ等の実績、地域性(事務所等の位置)	5	
基本方針	基本方針、出店理念・目的、店舗基本コンセプト、コンプライアンス遵守の考え方、出店の意気込みおよび特にアピールしたいこと。	20	25
業務運営体制	責任者の配置、スタッフ体制、市内在住者の雇用等(責任分担が分かる体制図で明示すること)	20	25
業務運営計画	宮古島市未来創造センター内サービスコーナーとしての取組みの提案、図書館及び中央公民館連携特色あるメニュー・季節メニュー(商品企画・オリジナリティ・価格設定等)	20	25
フロア計画	店内イメージ、イス・机等の配置図、使用予定の家具の型番	20	25
事業収支計画	1年あたりの事業収支予測、5年間の事業収支予測計画、使用料の提案	5	
環境活動や社会貢献の推進	地産地消、アレルギーへの対応、障害者への配慮等	5	
危機管理対策	予防管理、食中毒・異物混入・火災・その他事故・災害・不法行為発生時対応、防犯・防災等安全管理、各種保険への加入等	5	
		100	100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果については、以下のとおり通知する。

ア 通知方法

書面により通知する。

イ 通知時期

審査後、5日以内に送付する。

ウ プロポーザル参加事業者、個人自身及び決定した事業者の得点については、事業者決定後に参加された事業者・個人への問合せには宮古島市立図書館において回答する。

なお、その他プロポーザルに関する情報及びプロポーザル点数の内訳等に関する問合せには、一切応じない。

(5)その他

なお、審査の結果、最優秀者の評点が同点の場合においては、同点となった者についてのみ再審査を行い、最優秀者を決定するものとする。

7 提出された書類の取扱い

(1)原則、返却しない。

(2)提出後の書類の差し替え、追加および削除は原則認めない。ただし、宮古島市教育委員会が求める場合は除く。

(3)提出された書類は、本プロポーザルに係る審査のみに使用し、事業者選定後は宮古島市教育委員会において適正に管理するものとする。

(4)応募書類の提出は参加申込者1者につき1案とする。

(5)提出書類や選考結果(不採用となった事業者及び個人の名称、審査結果を含む)は、第三者から公文書開示請求があった場合は、宮古島市情報公開条例(平成17年10月条例第9号)の規定に基づき、公にすることにより、当該事業者または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、プロポーザル選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としません。

(6)この公募に関連し知り得た情報については、宮古島市教育委員会の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

8 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、後日指定する期日までに次の書類を提出すること。

(1)行政財産使用許可申請書(事業者決定後、様式を配布)

(2)食品衛生法に基づく営業許可書(コピー)

(3)その他、市が必要とする書類

9 その他

(1)費用負担

書類作成および提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出する側の負担とする。

(2)辞退

参加申込後または提案書の提出後、辞退する場合は、速やかに書面(任意様式)により、辞退の旨を宮古島市立図書館あてに提出すること。

(3)失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(4)参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5)参加申込者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が最優秀者特定の可否を採決して決定する。基準点(70点)に満たない場合にはプロポーザルを再度行うものとする。

12 問合せ先

宮古島市立図書館

〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 宮古島市未来創造センター内

電話番号:(0980)72-2235

FAX 番号:(0980)73-1136

メールアドレス:miyako-li@city.miyakojima.lg.jp

担当者:上地・奥平